

飛驒市人権施策推進指針



岐阜県 飛驒市

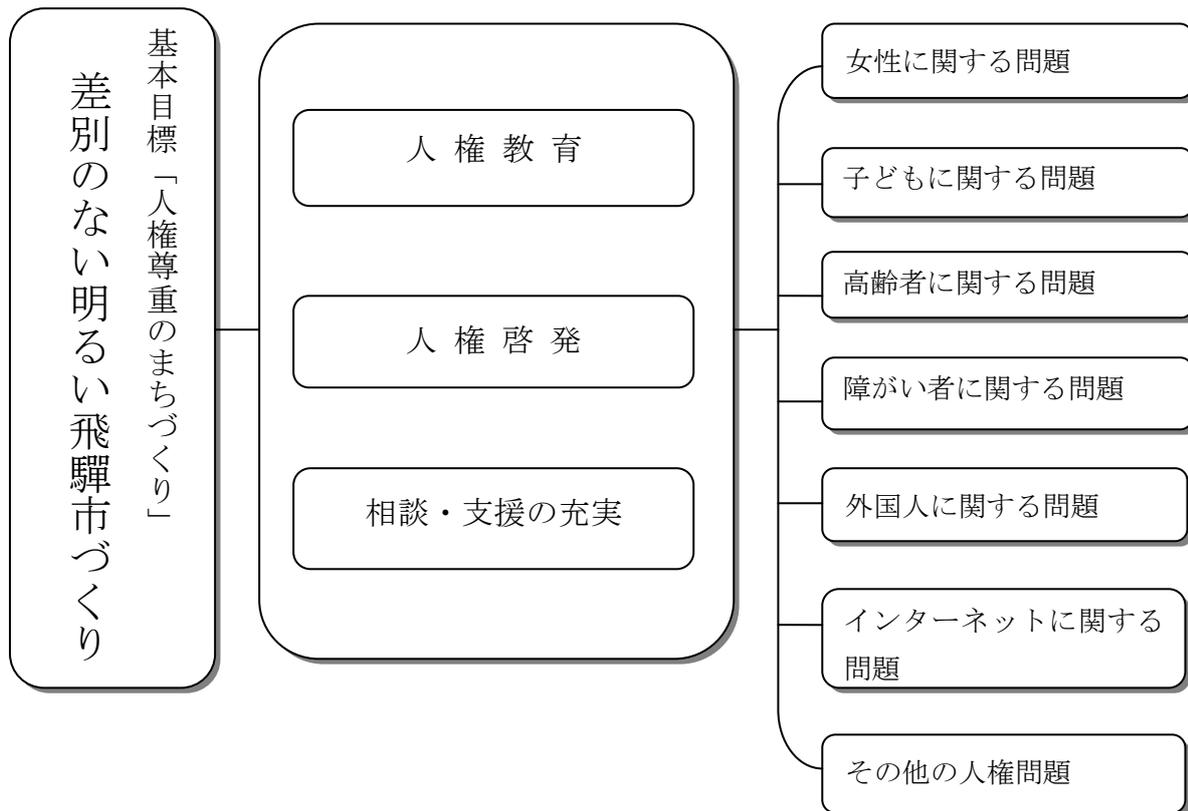
目 次

第1章 総論	
1. 人権施策推進指針の策定にあたって	1
2. 基本方針の目標	1
第2章 人権施策の推進方針	2
1. 人権教育・啓発の推進	2
(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	2
①学校における人権教育の推進	
②家庭・地域における人権教育・啓発の推進	
(2) 市民の主体的な参加	3
2. 人権擁護委員の活動・体制	3
3. 相談・支援の充実	3
第3章 分野別施策の推進	4
1. 女性に関する問題	4
2. 子どもに関する問題	5
3. 高齢者に関する問題	6
4. 障がい者に関する問題	6
5. 外国人に関する問題	7
6. インターネットに関する問題	8
7. 様々な人権問題	9
第4章 推進体制	
1. 国・県等関係機関との連携強化	11
2. 市における推進体制	11
3. 指針推進の期間	11
【参考資料】	
人権に関する用語集	12
アンケート結果	14

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

市民一人ひとりが人権教育を通じて、人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身に付け、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動できる「人権尊重のまちづくり」を目標とします。

～推進体制～



飛驒市人権施策推進指針

平成27年3月

飛驒市役所

市民福祉部市民児童課

電話：0577-73-7464(ダイヤル)

E-mail：shimin@city.hida.gifu.jp

第1章 総論

1. 人権施策推進指針の策定にあたって

飛騨市では、市民一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい飛騨市の実現を図ることを目的として、平成17年度に「飛騨市人権教育・啓発に関する基本計画」を作成し、人権教育・人権啓発に関する施策を推進してきました。

「人権」とは「人間が人間らしく生きていく権利であり、誰もが生まれながらにもっている権利」です。日本国憲法では、すべての国民に基本的人権を保障し、人権に関する諸制度の整備や諸条約への加入など、これまでに人権に関する各般の施策が講じられ、取り組みが行われてきました。

しかし、最近の私たちのまわりでは、少子高齢化の進展に伴い、高齢世帯や単独世帯などが増加し、家族の関係が薄れ、地域社会のつながりが低下しています。また、学校でのいじめや、女性・子ども・高齢者・障がい者など、社会的弱者に対する暴行・虐待などの事件も増加し、命に関わる重大な事件も多く発生しています。さらに、急速な情報化社会に伴う個人情報流出や悪質な人権侵害などが、非常に深刻な問題となっています。

飛騨市第二次総合計画まちづくりの基本目標である、「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の取り組みを踏まえ、各種の施策により、人権尊重社会の実現に向けて、人権問題を自分の課題としてとらえ、日常生活において人権尊重を当たり前のこととして行動できるよう、「考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」を基本理念のもと、国・県・関係団体と連携を図り、飛騨市人権教育・人権啓発に取り組んでいきます。

この度の改定は、「飛騨市人権施策推進指針」と名称を変更し、市民の皆さんのご意見を反映し、これまでの取り組みを踏まえ、現在の基本計画を継承・発展させて、新たな人権課題に対応するため、平成27年度からの人権施策のあり方について方向性を示すものです。

2. 基本方針の目標

「飛騨市人権教育・啓発に関する基本計画」に引き続き、「差別のない明るい飛騨市づくり」を実現するために、市民一人ひとりが人権教育を通じて、人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身に付け、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動できる「人権尊重のまちづくり」を目標とします。

第2章 人権施策の推進方針

1. 人権教育・啓発の推進

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

私たちの身の回りには、様々な差別や偏見が根強く存在しています。差別のあらわれ方や特性は、それぞれ異なっていますが、人権が侵害されるという点で共通しています。一人ひとりの人権を尊重するために、自分自身が経験する辛さや痛みを通して、差別する恥ずかしさや、される悔しさなどの差別の実態を理解し、差別を一つひとつ無くしていくことが重要です。

人権意識を高めるためには、人権の意義や重要性が知識として身につくよう啓発を行うことはもちろんのこと、日常生活の中で人権の配慮や態度に現れるよう、家庭、地域社会、職場等あらゆる場を通じて、人権教育・啓発活動を推進します。様々な人権問題や命の大切さについて、生涯にわたり継続した学習ができるよう、子どもから大人まで、長期的視野に立った学習を進めていきます。

① 学校における人権教育の推進

学校教育においては、教育活動全体を通じて、児童生徒が様々な人権問題の解決に向けた態度や行動力を身に付けることができるよう、人権尊重の意識を高めていくことが大切であり、人権教育は単なる知識の伝達にとどまらず、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心や豊かな人間性を養うことが必要です。

飛騨市全小中学校では、市小中学校教育の重点、人権教育「いじめや差別を絶対許さない学校・学級づくりに取り組み、人間尊重の精神あふれる校風づくりに取り組みます。」のもとに進めています。

また、飛騨市ではこれまでに、人権擁護委員による人権人形劇(ペープサート)や、人権の花運動を通じ、子ども達に「命の大切さ」、「思いやりの心」を伝え、体験学習の充実に努めています。

子どもの頃から人権教育をしていくことにより、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなど、様々な人権問題の解決のための教育を推進します。

② 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

家庭は、家族のふれ合いを通して、思いやりや命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として重要な役割を果たしています。

地域社会は、日常出会う人々を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく重要な学習の場であり、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む役割があります。

家庭と学校、地域社会が連携し、地域に暮らす人々が生涯を通して人権について学

んでいけるよう、学習の場の提供や機会の充実を図るとともに、研修講師の派遣や学習プログラムの研究、指導者の養成など、社会教育における指導体制の充実に努めます。

(2) 市民の主体的な参加

人権問題全般の正しい理解と実践を図るためには、「あらゆる場を通じての人権教育の推進」を図る必要がありますが、これらの人権について学ぶ場に市民が広く機会をとらえて主体的に参加することが大切です。

そのためには、講習会や研修会の機会をより多く設けると共に、市民誰もが参加しやすく、主体的に学ぶことができるように、分かりやすく、参加者の心に響き、実践につながるものになるよう内容を充実していきます。

また、各種の広報媒体やインターネット等あらゆる場を通じて、研修会等の参加について積極的にPRを行い、市民の主体的参加を促進していきます。

2. 人権擁護委員の活動・体制

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、人権擁護委員法に基づき、人権相談、人権侵害の防止や、被害者の救済、人権意識の高揚などを目的に活動を行っています。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例のない制度です。関係機関と連携のもと、地域に根ざした啓発活動や相談活動を積極的に行うなど、人権教育・啓発の担い手として大きな役割を果たしております。

飛騨市においても、人権問題への取り組みを推進し、人権課題の市民意識の高揚を図り、効果的な人権啓発事業を推進するため、行政と地方法務局、人権擁護委員で構成する「高山人権啓発活動地域ネットワーク協議会」において、「人権講演会」や「人権啓発展」等の人権啓発活動を行っています。

近年の社会情勢の急激な変化に伴い、新たな人権課題への対応や専門的な知識が求められており、市では、人権擁護委員が行う資質向上のための研修や人権啓発活動、相談活動について支援いたします。

3. 相談・支援の充実

一人ひとりの基本的人権が尊重され、誰もが豊かな心を育み、安心して生活を送ることができるよう、ドメスティック・バイオレンス(DV)、児童虐待、いじめ、不登校児童生徒や引きこもり状態にある人などが、それぞれの個性・能力に応じた進路を見いだせるような新しい居場所づくり支援など、それぞれの分野の相談窓口において、問題の早期解決が図られるよう相談・支援体制を充実します。

第3章 分野別施策の推進

日本社会の中には、様々な人権課題が存在しますが、人権問題を取り巻く社会環境の変化の中で、さらに新たな課題も生まれています。それらの中でも、身近な人権課題として、市民アンケートの中でも特に関心の高かった、課題を重点施策として推進します。

1. 女性に関する問題

〔現状と課題〕

飛騨市では、平成17年度に「飛騨市男女共同参画基本計画」を策定し、男女がお互いの生き方を尊重し、認め合い、支え合い、個性や能力を十分に発揮できるまちづくり、やさしさと思いやりで築く男女共同参画社会を目指す取組みが始まりました。

法律や制度面の整備は着実に進んでいますが、依然として社会には、固定的な性別役割分担意識や意見・発言の軽視、雇用の場における格差、夫やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)やストーカー行為、性犯罪、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、いまだに広く女性に対する直接・間接の差別が存在し、多くの課題が残されています。

〔推進方針〕

飛騨市は、「飛騨市男女共同参画基本計画」の目標である「男女共同参画社会実現に向けての基礎づくり」、「男女が共に働きやすい社会環境づくり」、「男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり」を目指し、男女が互いの基本的人権を尊重し、対等な社会の構成員として、自らの持てる能力を発揮し、活躍できるような社会を市民とともに推進します。「社会的性別」による固定的役割分担や差別、偏見等につながるような誤った「男らしさ」「女らしさ」を押しつけるのではなく、「自分らしく」生きることができる社会の実現を目指します。

〔施策の内容〕 ※「飛騨市男女共同参画基本計画」より

- (1) 人権を尊重する男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の理念に則った学習・教育の推進
- (3) 安心・安全なまちづくりの推進
- (4) 国際交流及び国際協力を通じた男女共同参画の推進
- (5) 制度・慣行の見直し及び意識改革の推進
- (6) 施策・方針決定過程への女性参画の拡大
- (7) 雇用における男女均等な機会と待遇の改善
- (8) 健康な生活を確保できる環境整備
- (9) 男女が協力しあう家庭生活の推進
- (10) 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

2. 子どもに関する問題

〔現状と課題〕

社会構造やライフスタイルの変化に伴い、家庭の教育力に格差が生じたり、貧困問題が新たに発生したりしています。近年著しい少子化、核家族化、情報化などの社会環境の変化が大きな影響をもたらし、子どもが犯罪に巻き込まれる事件や青少年の非行問題、いじめ、不登校、ひきこもり、虐待、自傷行為など、子どもを取り巻く環境は厳しい状況になっています。

このような状況から、子どもに関する問題については、学校、家庭、行政、地域の中で子どもたちが安全で健やかに育つ環境づくりが早急に求められています。

飛騨市では、「子ども会育成会連絡協議会」や「青少年育成推進員」を設置し、自治会、PTA、地域の公民館をはじめ市民全体の協力を得て、青少年の健全育成活動を推進しています。

〔推進方針〕

地域社会全体で子どもの育つ環境づくりを推進し、子どもが一人の人間として尊重され、偏見や差別によって人権の被害を受けることのない社会の充実に努めます。

思いやりの心を育み、基本的な生活習慣や自立心など社会の一員として生きることのできる力を身に付けるため、年代ごとに親の学びを応援する家庭教育に関する学習プログラムの充実に努めます。

〔施策の内容〕

- (1) 学校、家庭、企業、地域など市民全体で、相互に連携を取りながら子どもの人権尊重と保護に向け、啓発活動を推進します。
- (2) 子どもたちの主体性を育む育成組織の充実に努めます。
- (3) 人権学習を通して、子どもたちが自他の権利を大切にすることや、社会の中で果たすべき責任や義務についての指導に努めます。
- (4) 子どもが社会性を身に付けるとともに、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう、様々な世代の人たちとのふれあいや交流活動等を推進します。
- (5) ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動等を推進します。
- (6) 子どもの健全な育成を図るために、相談体制の充実に努めます。
- (7) 子どもたちに有害な環境の改善に努めます。
- (8) 子どもたちへの地域の教育力の向上を図ります。
- (9) 校内暴力やいじめ、不登校などに対して、学校と連携して教育相談指導の充実に努めます。

3. 高齢者に関する問題

〔現状と課題〕

全国的に少子高齢化が進行する中、飛騨市においても、市民の36パーセントが65歳以上の高齢者であり、高齢者人口は増加の一途をたどっています。

こうした状況の中、孤独死や高齢者への身体的・心理的虐待、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加する傾向にあります。また、高齢化に伴い、介護の必要な高齢者はますます増加すると予想され、介護する家族の負担や高齢者に対する身体的・精神的な虐待などの人権問題が提起されています。

高齢者が安心して自立した生活を送れるように支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として、各種の活動に積極的に参加できるような取組みを推進することが大切です。

〔推進方針〕

高齢者が自らの意志に基づき、知識や経験を活かして、家庭や地域の中で、積極的な役割を果たしていけるよう、人権が尊重され、健康で生きがいを持って生活していける社会の実現を図ります。いつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる社会づくりを支援します。

また、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の雇用の場の拡充と社会参加の充実に努めます。

〔施策の内容〕

- (1) 「飛騨市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を推進します。
- (2) 高齢者も社会の重要な一員として、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、人権尊重思想の普及啓発を図ります。
- (3) 高齢者の学習機会の確保や高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かした社会参加機会の充実に努めます。
- (4) 人権擁護委員、社会福祉協議会と連携した高齢者相談体制の充実に努めます。
- (5) 高齢者が犯罪や権利侵害にあわないよう啓発活動を推進します。

4. 障がい者に関する問題

〔現状と課題〕

障がいのある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁など、障がいのある人が地域社会に住み、社会生活に平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、障がいに対する理解が十分でない人達の心ない言葉や行動によって、障がいのある人やその家族が、人間としての尊厳を傷つけられることがあり、社会全体が障がいについて正しく理解することが必要です。そして、自立と社会参加を市民全体で

促進していくことが大切です。

【推進方針】

様々な障壁を取り除き、障がいの有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、人権擁護施策を一層推進します。

市民一人ひとりが障がいに対して適切な理解をより深め、地域で共に生き、生活する上で、障がいのある人に対する偏見や差別意識などの解消に努めます。

障がいがあっても自立し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、共に学び働く場の確保、情報提供の充実、まちづくり等地域生活を支援する施策を推進します。特に、人権の課題として、障がいのある人の中には、実際に生活する上で自己選択や自己決定の意思表示が困難な場合があります。このため、成年後見制度の活用を推進し、権利擁護の一層の強化を図ります。

〔施策の内容〕

- (1) 「飛騨市障がい福祉計画」を推進します。
- (2) 障がい者に対する偏見や差別をなくすために、障がい者や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。
- (3) 障がいのある人もない人も「共に生きる社会」実現のため、ボランティア活動や各種交流活動を推進します。
- (4) 障がい者の自立や社会参加を促進するため、物理的な障がいを無くすなど「福祉のまちづくり」を推進します。学校施設についても改善を進めます。

5. 外国人に関する問題

〔現状と課題〕

国際化の進展とともに、職場、学校、地域社会など日常生活の様々な場面で、外国人と密接に関わりを持つようになりました。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人の双方が、それぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。

日本人と外国人が住民として、共に生活する開かれた地域社会を実現するためには、外国の歴史や文化を正しく認識し、尊重するとともに、広く市民の間にいろいろな文化や多様性を容認する「共生の心」を育てることが必要とされます。

〔推進方針〕

日本人と外国人それぞれがお互いの立場を理解し合い、それぞれの才能を十分に活用できる社会づくりに努めます。

また、外国人を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、企業、学校及び自治会等が、適切な役割分担の下に連携を図り、取り組む

よう推進します。

〔施策の内容〕

- (1) 文化、習慣等の違いから生じる外国人に対する差別や偏見をなくすため、多文化共生の学習を推進します。
- (2) 学校において国際理解のための教育を推進します。
- (3) 日常生活に必要な情報の提供、生活相談など支援体制を充実します。
- (4) 外国人住民が安心・安全に自立して生活できるよう、教育、住宅、医療、福祉、防災など様々な分野で生活支援の充実を図ります。

6. インターネットに関する問題

〔現状と課題〕

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗（ひぼう）中傷する表現や、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。また、近年、インターネットを介して、大量の個人情報流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。また、有害サイトを利用したことから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

こうした状況を考慮し、国は、インターネット上の人権侵害への様々な対策を進めていますが、インターネットを通じた人権侵害は依然としてなくなりません。

〔推進方針〕

個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発や、インターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対し、インターネットについて正しい知識を学ぶとともに、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

プライバシーの侵害に関する事例は、情報化社会の中で以前にも増して多く発生しており、プライバシーの保護について啓発に努めます。

〔施策の内容〕

- (1) インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。
- (2) 学校教育において、インターネットに関する正しい知識や、情報の収集発信における個人の責任やモラルに関する学習の充実に努めます。
- (3) インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発、人権を侵害するおそれのある書き込みや、ネット上のいじめへの対応を、関係機関との連携を図り実施します。

7. 様々な人権問題

これまで述べてきた6項目の分野別人権課題のほかにも、次のような人権問題が存在します。これらの人権問題についても、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関等と連携して、効果的な相談・支援活動を推進します。

(1) 同和問題に関する偏見や差別をなくそう

日本固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権に関わる重要な問題です。人々の観念や潜在意識に関わる心理的差別については、着実に解消へ向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しています。

同和教育を人権教育の重要課題として位置付け、心理的差別の解消のため、同和問題に対する正しい理解と意識が深まるよう創意工夫を凝らした人権教育・啓発活動を推進します。

(2) アイヌの人々に対する理解を深めよう

我が国の少数民族であるアイヌの人々は、アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれています。

アイヌの人々に対する人権擁護については、アイヌ民族の歴史文化に対する関心を一層高め、偏見や差別の解消に努めます。

(3) 感染症患者に対する偏見や差別をなくそう

様々な感染症にかかった患者・感染者に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診察上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等の人権問題となって現われています。

エイズ患者、HIV感染者、その他の感染症患者が差別を受けることなく、安心して治療を受けることができるよう、感染症について正しい情報の提供を行い、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。

(4) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人や、その家族に対する地域社会からの偏見や就労、住居確保の問題など、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人に対する人権擁護については、真に更正し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう偏見や差別の解消に努めます。

(5) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的等、様々な被害を受けている場合が多く、マスメディアの行き過ぎた取材や報道などによって人権が侵害される場合もあります。

犯罪被害者等の人権擁護については、マスメディアの自主的な取組みを促し、プライバシー侵害、名誉毀損、過剰取材などからの人権擁護に対する啓発に努めます。

(6) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害問題であり、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。広く拉致問題についての関心と認識をもち、国の取組みを積極的に推進します。

(7) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

雇用構造の変化、所得格差の拡大などにより、安定した居住の場所を有しないホームレス（野宿生活者）が増加しています。ホームレスの自立を図るため様々な取り組みが行われていますが、就業や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく、嫌がらせや暴行を受けるなどの問題が生じています。この問題について、関心と理解を深めていくことが必要です。

(8) 性的指向、性同一性障がいを理由とする偏見や差別をなくそう

性的指向、性同一性障がいのある人に対する雇用面における差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約、そして、根強い偏見があります。この問題について、関心と理解を深めていくことが必要です。

(9) 人身取引をなくそう

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題について、関心と理解を深めていくことが必要です。

(10) 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

災害時の避難所におけるプライバシーが保護されないという問題のほか、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などの災害時要援護者保護や、女性の避難所生活での配慮の問題があります。また、根拠のない思い込みや偏見で、風評被害やいじめなどの問題が発生しています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

第4章 推進体制

1. 国・県等関係機関との連携強化

人権施策の推進に当たっては、国、県、近隣市町村などの行政機関及び関係団体等と連携し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、岐阜地方法務局や高山人権啓発活動地域ネットワーク協議会を中心に、人権に関わる機関や団体と連携を密にし、協力体制を図りながら、人権啓発活動を推進します。

2. 市における推進体制

この指針の推進に当たっては、関係部局の相互連携を図り、協力体制を強化していくことが必要です。総合的かつ効果的な推進を図ります。

関係部局においては、この指針の趣旨を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。

3. 指針の推進期間

この指針の推進期間は、平成27年度から平成36年度までの10か年間とします。

なお、この期間の満了後においても、その成果を踏まえ、国、関係機関及び市民とともに、人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを継続します。

